

黒塩川水系河川整備基本方針

令和2年7月

佐 賀 県

目 次

第1章 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

- (1) 流域及び河川の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- (2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針・・・・・・・・・・2

第2章 河川整備の基本となるべき事項

- (1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項・・・・・・・・4
- (2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項・・・・・・・・・・4
- (3) 主要な地点における計画高水位及び
計画横断形に係る川幅に関する事項・・・・・・・・・・5
- (4) 主要な地点における流水の正常な機能を
維持するため必要な流量に関する事項・・・・・・・・・・5

<参考図>

黒塩川水系流域概要図

第1章 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(1) 流域及び河川の概要

黒塩川は、伊万里市黒川町の山地に源を發し、伊万里市黒川町と市瀬戸町の境をなし、伊万里湾に注ぐ流路延長 1.746km、流域面積 2.06km² の二級河川である。

流域の気候は、九州の気候区分によると日本海型気候に属し、年平均気温は約 16℃、年平均降水量は約 2,300mm であり、特に降水量の多い梅雨期、台風期に災害の発生が集中している。

流域内の関連市町村は伊万里市のみであり、平成 27 年現在（国勢調査）の人口は約 55,000 人で、伊万里湾総合開発を軸に大規模な臨海工業団地を造成し、造船業や IC 関連産業、木材関連産業、水産加工業等の産業を基幹産業とし、伝統産業と先端技術とが融和した特色ある都市づくりを行っている。

流域内の地形は、上流域から中流域にかけて丘陵地となっており、下流域は三角州性低地が広がっている。また、流域内の地質は、概ね堆積岩類で構成され、流域の西側の一部には牧島山からなる火山岩類が分布している。

また、流域内には大正 8 年や昭和 43 年など過去に大規模な地すべりが生じた箇所があり、平成 7 年にも降雨に伴って滑動を生じ、鋼管杭工、集水井工などの対策工が実施されている。

流域近傍には佐賀県の天然記念物に指定されている樹齢 200 年以上と推定される早里のイスノキがある。

流域内の植生は、上流域には、主にシイ・カシ萌芽林が、下流域の西側にはスギ・ヒノキ・サワラ植林が分布している。

河川の沿川には、主にヨシ群落が繁茂しており、イヌドクサ（佐賀県：絶滅危惧 類種）等が生育している。

下流域にはオオタニシ（環境省：準絶滅危惧（NT））やマシジミ（環境省：絶滅危惧 類（VU））などの底生生物が生息している。

魚類は、ニホンウナギ（環境省：絶滅危惧 B 類（EN）・佐賀県：絶滅危惧 類種）やミナミメダカ（環境省：絶滅危惧 類（VU）・佐賀県：準絶滅危惧種）等が生息し、鳥類はヒクイナ（環境省：準絶滅危惧（NT））が確認されている。

河川の水質は、黒塩川で水質に係る公共用水域の類型指定が行われておらず、定期的な水質調査も実施されていないが、過去に水質汚濁に関する問題が発生したとの記録は残っていない。

黒塩川は、上流域では山地地帯を蛇行しながら貫流し、中・下流域では水田地帯を直線的に貫流して瀬戸第一樋門より伊万里湾に注ぐ。

黒塩川の洪水被害としては、下流域が伊万里湾に面した低平地であることから、満潮時に内水被害が生じやすく、昭和58年7月、平成3年6月などで家屋の浸水や水田の冠水が発生し、近年においても度々浸水が生じている。

黒塩川水系における治水事業については、平成2年8月に黒塩川下流端左岸に救急内水ポンプ（1.0m³/s、2基）の整備が実施されている。

また、港湾海岸の高潮対策事業として、河口部で高潮堤防や瀬戸第一樋門の整備が行われている。

流域内の水利用の状況は、河川からの取水や溜池により主に農業用水として利用されている。

（2）河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

黒塩川水系では、洪水氾濫等による災害から貴重な生命、財産を守り、地域住民が安心して暮らせるよう社会基盤の整備を図る。また、流域及び河川の現状を踏まえ、歴史・文化との調和、豊かな自然環境と河川景観を保全、継承するとともに、人々に親しまれる良好な河川空間を維持していくため、関係機関や地域住民と共通の認識を持ち連携を強化しながら、治水・利水・環境に関わる施策を総合的に展開する。

河川の整備にあたっては、地域の発展等に係る計画との整合を図り、また、水害の発生状況や河川の整備状況、上下流のバランス等を踏まえた整備を進め、河川の総合的な保全と利用を図る。

洪水等による災害の発生の防止または軽減に関する事項

災害の発生の防止又は軽減に関しては、沿川地域を洪水から防御するため、黒塩川の自然環境や河川の利用等に配慮しながら、計画的な河川整備を行い計画規模の洪水を安全に流下させる。

高潮対策については、関係機関と連携し、既往潮位に対応した施設高の設定や防潮樋門等の整備・運用により浸水被害の防止を図り、また、内水被害には、排水機場等の河川管理施設の整備・運用や関係機関との調整・連携等により対処する。

さらに、計画規模を上回る洪水や整備途上段階で施設能力以上の洪水に対しても被害を最小限度に抑えるよう、防災情報の提供や避難誘導のソフト対策等を関係機関や地域住民と連携して推進する。

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項並びに河川環境の整備と保全に関する事項並びに河川の維持管理に関する事項

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、黒塩川水系の河川水は主に農業用水に利用されており、今後とも適正かつ効率的な水利用を図るとともに、動植物の生息、生育、繁殖環境に十分配慮し、関係機関や利害関係者、地域住民の協力のもと流水の正常な機能の維持に努める。

河川環境の整備と保全に関しては、自然環境や河川利用の実態の把握に努め、治水・利水面との調和を図りながら、河川の有する自然環境の多様性、連続性を確保し、動植物の生息、生育、繁殖環境及び良好な河川景観の保全等に努める。

河川の維持管理については、災害の発生防止、河川の適正な利用、河川環境の整備と保全等の観点から、河川の有する多様な機能を十分に発揮させるよう適切に行う。

また、堤防・樋門、排水機場等の河川管理施設の機能を確保するため、巡視、点検、維持補修、機能改善などを計画的に行うことにより、常に良好な状態を保持しつつ、施設管理の高度化、効率化を図る。

さらに、地域住民の河川に係わる取り組みを支援するとともに、河川に関する情報を地域住民に幅広く提供、共有することなどにより、河川と地域住民とのかかわりを強め、河川愛護活動や住民参加による維持管理等を推進する。

第2章 河川整備の基本となるべき事項

(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

基本高水は、黒塩川流域の社会的・経済的な重要度と洪水被害を踏まえ、概ね10年に1回の確率で発生すると想定される洪水に対処するため、基準地点の国道204号橋地点において30m³/sとし、全量を河道へ配分する。

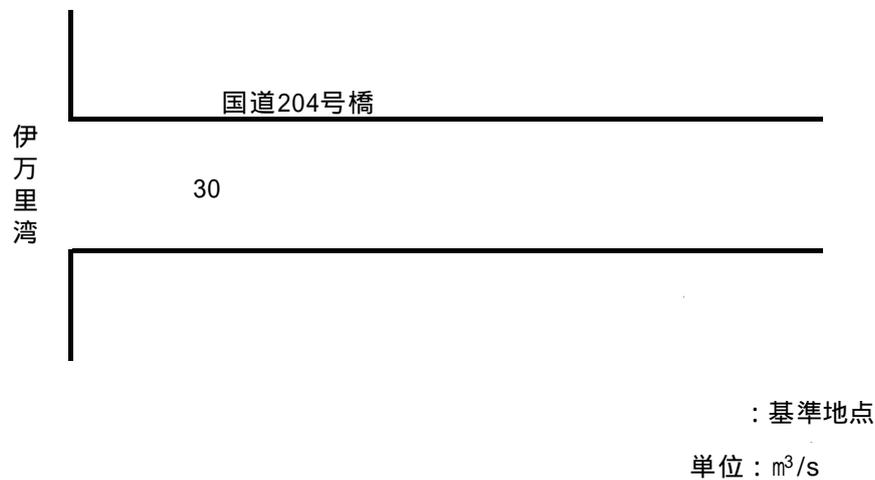
「概ね10年に1回の確率で発生すると想定される洪水」とは、毎年1年間にその規模を超える洪水が発生する確率が1/10(10%)ということです。

基本高水のピーク流量等一覧表

河川名	基準地点	基本高水のピーク流量	洪水調節施設による調節量	河道への配分流量
黒塩川	国道204号橋	30m ³ /s	-	30m ³ /s

(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

計画高水流量は、基準地点の国道204号橋地点において30m³/sとする。



黒塩川 計画高水流量図

(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係わる川幅に関する事項

主要な地点における計画高水位および計画横断形に係る概ねの川幅は、次表のとおりとする。

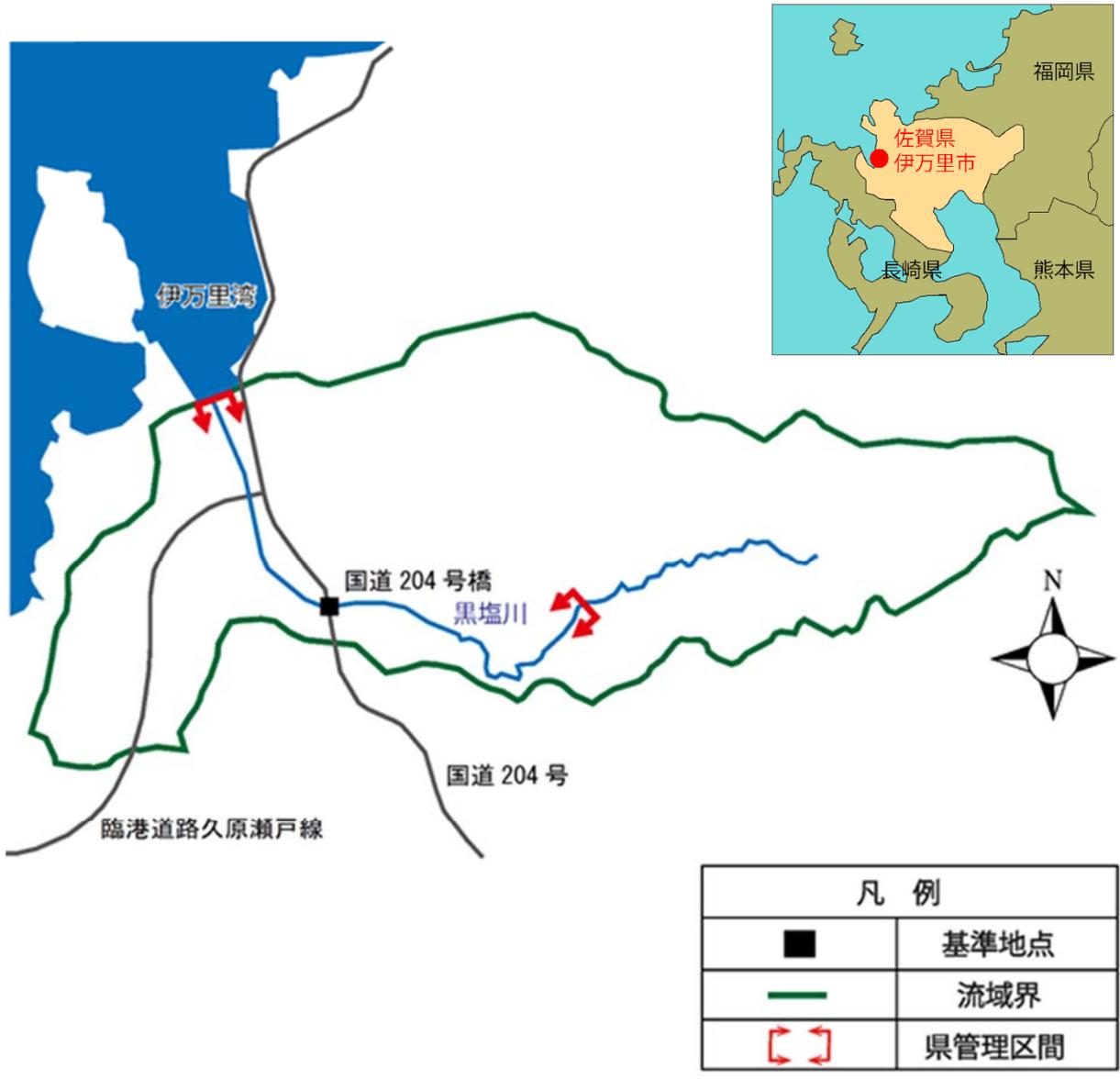
主要な地点における計画高水位

河川名	地点名	河口からの距離 (km)	計画高水位 T.P. (m)	川幅 (m)	備考
黒塩川	国道 204 号橋	0.714	1.01	14	計画川幅

注) T.P. : 東京湾中等潮位

(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関しては、動植物の保護、流水の清潔の保持等を考慮のうえ、今後、調査・検討を行うものとする。



< 参考図 > 黒塩川水系流域概要図